

2020年12月

電子契約・電子署名の活用に関する諸問題(契約実践編)一 法人間で締結される電子契約の証拠力を中心に

弁護士 宮川 賢司 / 弁護士 西 愛礼 / 弁護士 辻 勝吾
弁護士 望月 亮佑 / 弁護士 一圓 健太

2020年の新型コロナウイルス感染症による在宅勤務の拡大を受けて、契約電子化(押印廃止)を後押しする施策が政府より次々に打ち出され、電子契約の証拠力に関する問題は一定の解決策が提示されたといえる。また、契約等の電子化は業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)促進というより大きなテーマとして論じられ、その必要性については強く認識されるに至った。

一方、契約電子化により紙ベースの契約書への押印を廃止しようと思うと、各論において様々な課題に直面する。本ニュースレターでは、電子契約の証拠力及び法人間契約を電子化する際の注意点について検討するとともに、100%の業務電子化を実現するために克服すべき課題について検討する。

1. 電子契約の証拠力

2020年における新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、内閣府規制改革会議を中心に押印廃止及び電子署名活用に関する議論が加速した。当初から、電子契約の成立の真正に関する推定効を定める電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」という。)第3条の活用に関する議論がなされ、電子契約の証拠力を裏付ける施策が立て続けに公表された。

後述 2. のとおり、法人間の契約実務において当該契約の有効性を確保する手段は様々あり、押印又は電子署名の利用はその一手段に過ぎない。しかし、これまでの契約書に押印をする契約実務については、いわゆる「二段の推定」に基づき、当該契約書の証拠力が明確であったため、特に法人間の重要な契約については契約当事者それぞれの代表印(登録印)を捺印する実務が定着してきた。

押印廃止を実現し契約電子化を実現するためには、電子契約の証拠力についても押印の場合と同等又は類似の証拠力が認められることが望ましい。したがって、本 1. では、電子契約の証拠力に関する考え方について、Q&Aを踏まえて検討したい。

(1) 電子契約に関する証拠力の重要性

ア. 証拠力とは

民事訴訟における文書の証拠力には、形式的証拠力と実質的証拠力の2つの局面がある。

- ① 形式的証拠力とは、作成名義人(その文書の作成者とされている者)により作成されたものかどうかという問題である。その文書を事実認定の際に利用して良いか、という入口の問題といえる。
- ② 実質的証拠力とは、その文書が事実認定にどこまで役立つかの問題である。形式的証拠力の問題がクリアされた上で、その文書の証拠としての価値(たとえば、その文書と矛盾する証拠(文書や証言等)がある場合に、どちらを信用するか)の評価の問題といえる。

イ. 二段の推定とは

民事訴訟法第228条第4項は、形式的証拠力についてのみ定めていると考えられる。これを踏まえ、紙の契約書については、判例法理により以下の「二段の推定」が認められている。

- ① 当事者本人の印章によって顕出された印影があれば、本人による押印がなされたものと推定される(事実上の推定)
- ② 本人による押印があれば、文書の成立の真正が推定される(民事訴訟法第228条第4項に基づく推定)

ウ. 電子契約について

電子契約についても、形式的証拠力が認められなければ、そもそも民事訴訟の証拠として利用できない(実質的証拠力を検討するまでもない)。形式的証拠力が認められても、実質的証拠力が乏しければ、契約内容(当事者の合意内容)の立証ができない。

したがって、電子契約についても、形式的証拠力と実質的証拠力の両方を確保することが重要であり、入り口の問題である形式的証拠力について電子署名法第3条の推定効が認められることが望ましい。

エ. 電子署名の形態について

現在利用されている電子署名の形態については様々なものがあり、各形態について法律上は厳密な定義はないが、一般的には以下のように類型化できる。

- ① 当事者型電子署名(ローカル型): 契約当事者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子署名サービスのうち、電子署名の秘密鍵等をICカードやユーザーのパソコン等で管理し、ユーザーの手元で電子署名を付す形式をいう。
- ② 当事者型電子署名(リモート型): 契約当事者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子署名サービスのうち、電子署名の秘密鍵等を電子署名業者等のサーバー上で管理し、当該サーバー上で電子署名を付す形式をいう。
- ③ 事業者型又は立会人型電子署名(クラウド型)(以下単に「事業者型電子署名」という): 契約当事者の指示に基づき、電子署名業者の署名鍵により暗号化等を行う電子署名サービスであり、クラウドサービス上で電子署名の管理及び電子署名の付与を行う形式をいう¹。下記の2条Q&Aや3条Q&Aにおいて議論の対

¹ 認定認証業者が提供する電子署名には印鑑でいう実印(登録印)相当の信頼性がある一方で、認定認証業者以外が提供する電子署名には印鑑でいう認印(三文判又は銀行届出印)相当の信頼性があるに留まるとの見解もある。宮内宏著「改訂版 電子契約の教科書 基礎から導入事例まで」(2020年、日本法令)34頁。

象となっているものは、主にこの形態の電子署名である。

以上を前提に、2020年中に法務省等が公表した3つのQ&Aを概観し、電子契約の証拠力について検討する。

(2) 押印に関するQ&A

2020年6月19日、法務省等は「押印に関するQ&A」²(以下「押印Q&A」という)を公表した。以下の2点が重要なポイントと考えられる。

- ① 「押印」の効果(「二段の推定」により証明の負担が軽減される程度)が限定的であること。
- ② 文書の成立の真正を証明する手段について、多様な手段がありうること(例えば、契約締結前段階での本人確認情報、契約交渉過程における電子メール等のやりとり、契約締結における電子署名等の活用)。

この考え方は、後述2.の契約に関連する事象を総合的に証拠化することにより有効な契約の成立を立証することに備えるという考え方につながる。

(3) 電子署名法第2条についてのQ&A

電子署名法第2条は「電子署名」の定義を定め、具体的には以下の二要件を充足する必要がある(電子署名法第2条第1項)。

- (i) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- (ii) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

電子署名法第2条が適用される電子署名(以下「2条電子署名」という)の範囲は電子署名法第3条が適用される電子署名(以下「3条電子署名」という)の範囲よりも広いと解されてきたが、現在利用が広がっている事業者型電子署名に電子署名法第2条が適用されるか否かは必ずしも明らかではなかった。

そこで、2020年7月17日、法務省等が電子署名法第2条に関するQ&A³(以下「2条Q&A」という)を公表した。以下の2点が重要なポイントと考えられる。

- ① 電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」について、電子署名業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等により当該文書の成立の真正性及びその後の非かいざん性を担保するサービスでも、電子署名業者の意思が介在せずユーザーの意思のみに基づいて機械的に暗号化されることが担保されている場合には、ユーザーが「当該措置を行った者」に該当すると評価できる。
- ② 上記サービスにおいて、例えば、電子署名業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことよって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合には、これらを全体として1つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者(=当該利用者)の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件(電子署名法第2条第1項第1号)を満たすことになるものと考えられる。

² <http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>

³ <http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

これにより、いわゆる事業者型電子署名であっても、(i)電子署名業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等により文書の非改ざん性等が担保され、(ii)当該措置についてユーザーであるBの意思のみに基づき、電子署名業者であるAの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、電子署名法第 2 条の適用があることが明確化された。

この 2 条 Q&A の結果として、事業者型電子署名について、他の法令においても「電子署名」として認められることとなり、例えば商業登記申請の添付書類としての取締役会議事録等(印鑑登録証明書提出者以外の者が提出する書類)について、事業者型電子署名等のうち法務大臣が指定するもの(商業登記規則第 102 条第 5 項第 2 号・第 102 条第 4 項第 2 号)⁴の利用が認められる。

しかし、2 条 Q&A のみでは電子署名を用いて作成された電子契約(電磁的記録)に関する成立の真正(形式的証拠力)に関する推定が認められることにはならないため、下記(4)の 3 条 Q&A の公表が待ち望まれていた。

(4) 電子署名法第 3 条についての Q&A

ア. 概説

2020 年 9 月 4 日、法務省等は電子署名法第 3 条についての Q&A⁵(以下「3 条 Q&A」という)を公表した。3 条 Q&A の概要は以下のとおりである。

電子署名法第 3 条は、第 2 条で定義された電子署名のうち、「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができるもの」に限り、当該電子署名を行った電磁的記録(電子契約)の成立の真正を推定すると定める。この「本人だけが」に関連して、電子署名法第 2 条において定められる要件に加えて、「固有性の要件」が加重される⁶。

「固有性の要件」とは、「暗号化等の措置を行うための符号について、他人が容易に同一のものを作成することができないとみとめられること」をいう。

いわゆる事業者型電子署名については、以下の①及び②の双方について「固有性の要件」が充足される必要がある。

- ① 利用者と電子署名業者の間で行われるプロセス
- ② ①における利用者の行為を受けて電子署名事業者内部で行われるプロセス

最終的には、システムやサービス全体のセキュリティを評価して判断されるものであり、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるが、一般論として、以下の事情があれば第 3 条の適用が認められる。

- (i) 利用者が二要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっている。(その例として、予め登録された電子メールアドレス及びログインパスワードに加え、スマートフォンへの SMS 送信や手元にあるトークンの利用等当該メールアドレスの利用以外の手段により取得したワンタイムパスワード

⁴ 具体的には、法務省の下記ホームページにおいて個別に列挙される電子証明書を利用する電子署名をいう。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

⁵ <http://www.moj.go.jp/content/001327658.pdf>

⁶ この「固有性の要件」に関する由来を詳細に解説するものとして、渡部友一郎「電子署名法の再興 20 年前の立法者意思とクラウド技術を活用した電子認証サービスの接合」ビジネスロー・ジャーナル 2020 年 10 月号 38 頁以下参照。

ドの入力を求めることが挙げられる。)

- (ii) 電子署名業者が当該業者自身の署名鍵により暗号化等を行う措置について、暗号の強度や利用者毎の個別性を担保する仕組み(システム処理が当該利用者に紐づいて適切に行われること等)が確保されている。

イ. 本人確認について

3条 Q&A は、問1乃至問3において上記ア. 記載の「固有性の要件」について説明する一方、問4においていわゆる「身元確認」の重要性について言及している。これに関連して、電子署名法第3条の適用要件として、「本人確認」のレベルがどの程度求められるのかについて議論がある。

3条 Q&A において引用される2020年4月17日付経済産業省公表の「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」⁷ 5頁によれば、「本人確認」は「身元確認」と「当人認証」に分類でき、それぞれ下記の意味を有するものとされている。

「身元確認」とは、「登録する氏名・住所・生年月日等が正しいことを証明又は確認すること」をいう。

「当人認証」とは、「顔や指紋などの生体、マイナンバーカードなどの所持又はパスワードなどの知識の3要素のいずれかの照合で、その人が作業していることを示すこと」をいう。

このうち「当人認証」については、上記(i)記載の二要素認証(予め登録された電子メールアドレス及びログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードの入力を求める等)により充足されるものと思われる。

電子署名法第3条の適用要件として、この「当人認証」に加えて「身元確認」まで必要か否かについては見解が分かれるところである⁸が、3条 Q&A における問4では身元確認への言及があるものの、問1及び問2で解説されている「固有性の要件」としては「身元確認」について触れられていないため、3条 Q&A の立場としては、「身元確認」を電子署名法第3条の適用要件とする見解を採用していないものと考えられる⁹。この点、2020年11月17日に開催された内閣府規制改革推進会議第3回デジタルガバメント ワーキング・グループ¹⁰に提出された「資料3-2-1 論点に対する回答(総務省・法務省・経済産業省提出資料)」¹¹における「論点④に対する回答」において、「身元確認」が不要であることが確認された。

なお、近時のサイバーセキュリティの問題等を踏まえた今後の課題については、後述3.(1)参照。

⁷ <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200417002/20200417002-3.pdf>

⁸ 宮内宏「電子文書の公的認証制度を整理する」ビジネスガイド2020年10月号52頁によれば、いわゆる事業者型電子署名(立会人型電子署名)については、印鑑でいう認印レベルのものと整理しているようである。

⁹ この点、前掲脚注6の渡部論文46頁以下では、電子署名法第3条の解釈として、「利用者の真偽の確認」は必ずしも要件ではなく、仮にこれを必要と考える場合は法的安定性の観点から法改正が必要と指摘する。また、福岡真之介「電子署名法3条の推定効についての一考察」(NBL No.1179 2020年10月1日号)38頁は、電子署名法第2条第3項及び同法施行規則第2条が暗号の困難性の水準についてのみ定められており身元確認に関する規定がないこと等を理由に、身元確認不要説を採用する。なお、佐々木毅尚＝久保光太郎編「電子契約導入ガイドブックー海外契約編」(2020年、商事法務)20頁は、電子署名法第3条の要件について、「本人の意思に基づいてなされたこと」が要求されるとした上で、当該要件との関係で身元確認の有無や水準又はなりすまし等への対策レベルを考慮することが必要と述べている。

¹⁰ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/agenda.html>

¹¹ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>

(5) 電子契約の証拠力と二段の推定

以上の議論を踏まえると、事業者型電子署名が付された電子契約に対する二段の推定の適用関係については、下記のように整理できる。

	押印による場合 (民事訴訟法第 228 条第 4 項が適用される場合)	電子署名による場合 (事業者型電子署名が付された場合かつ電子署名法第 3 条が適用される場合)
一段目の推定	当事者本人の印章によって顕出された印影があれば本人による押印がなされたものと推定される(事実上の推定)	裁判例はないものの、本人が二要素認証を経てのみ利用できる電子署名を本人以外が利用することは技術的に難しいとの前提で、事実上の推定が働くと考え得る ¹²
二段目の推定	本人による押印があれば文書の成立の真正が推定される(民事訴訟法第 228 条第 4 項の適用による推定)	本人による電子署名があれば電磁的記録の成立の真正が推定される(電子署名法第 3 条の適用による推定)

これにより電子契約の形式的証拠力を肯定する方向性が見いだせるが、法人間契約については、形式的証拠力の問題以外にも注意すべき点があるので、以下の2.でこれを検討する。

2. 電子署名を用いて法人間契約を締結する場合の注意点

押印 Q&A が示すとおり、押印又は電子署名の利用は当事者間の有効な契約の成立を示す一つ的手段に過ぎないといえる。契約締結時における押印又は電子署名の締結行為のみならず、契約締結前の事情及び契約締結後の事情も含めて総合的に証拠化することで、契約の有効な成立に関する後日の紛争に備えるというアプローチが考えられる。

一方で、電子署名法第 3 条の適用が認められたとしても法人そのものには適用がないため、法人を代表又は代理して電子署名を行う者の代表権又は代理権については別途確認する必要がある。

これらの視点を踏まえ、例えば、X 社(自社)及び Y 社(相手方)間の契約について電子署名を用いて締結することを前提に、その際の主な注意点について検討する¹³。なお、以下はこれまで紙ベースの契約書に代表印による押印を要求してきたような契約類型への対応を念頭に置いており、例えばこれまで認印による押印のみ(代表者からの委任状等の確認もなし)で対応してきたリスクの低い契約類型については、これまで同様の対応で問題ないと思われる。

¹² 電子署名について、一段目の推定が働かないとの見解もある。高橋郁夫他編「即実践！！電子契約」(2020 年、日本加除出版株式会社)Q12(契約の真正性と電子署名)、245 頁以下。これに対して、前掲脚注 8 の福岡論文 42 頁では、電子署名についても二段の推定が成立する可能性はありと指摘する。

¹³ 詳細については、宮川賢司・渡部友一郎「金融機関の現場で起こる電子署名の問題点」金融財政事情 2020 年 9 月 28 日号 38 頁以下参照。

ア. 契約締結前の注意点

まずは、X 社にとって最適な電子署名業者及び電子署名サービスを選定する必要がある。そのためには、X 社において過去に締結された契約書を類型化し、それらの契約書を当事者の代表印で締結していたか部長印等の認印で締結したかを洗い出し、当該リスク分析に即した電子署名サービスを選定する必要がある。その上で、X 社の社内規程の見直し等、社内体制の整備が必要となる。

その上で、Y 社の電子署名対応の可否を確認し、可能であれば X 社が選定した電子署名業者の電子署名サービスを利用可能かについて確認する必要がある。X 社の管理の観点からは、相手方企業によって異なる電子署名業者を利用することは避けることが望ましい。そして Y 社について、具体的に誰の名義で電子署名アカウントを作成するかを決定する必要がある。例えば、Y 社の代表取締役名義、Y 社の代表印を押印する権限を有する者（法務部等の構成員、以下「代表印押印権限者」という）の名義、X 社とのやりとりの窓口となっている営業部署の構成員（以下「営業担当者」という）名義等が考えられる。この点は、他人名義の電子署名の代行が認められるか¹⁴にも関連するが、代表印を押印する場合のフローと類似するフローを確立することが望ましいといえる。Y 社の電子署名名義人が代表取締役以外（例えば代表印押印権限者又は営業担当者）の場合、それらの者の契約締結権限等を商業登記電子署名や電子委任状等を活用することにより確認する必要がある。この点、代表印押印権限者又は営業担当者の身元確認をどこまで行うべきかは、今後の課題であろう（下記 3. (1)参照）。

一般に、Y 社の然るべき権限者が契約条項を X 社と交渉した上で当該契約を締結した場合、後日において Y 社による契約締結を否定することは難しい。したがって、X 社としては、Y 社との契約交渉過程において Y 社の営業担当者のみならず代表印押印権限者や営業担当者の部署の責任者等を交えて交渉し、その交渉結果を電子メールや議事録等の方法で証拠化することが望ましい。

イ. 契約締結時の注意点

上記ア. により両当事者合意に至った電子契約について、Y 社内部の必要な手続が完了したことを確認した上で、当該契約に最適な電子署名を利用して電子契約を締結することになる。この点、当該契約が重要な契約であれば、電子契約において、Y 社の電子署名名義人の実在や権限、Y 社の必要な手続が全て完了したこと等について Y 社の表明保証を徴求し、かつこれらを証する書面を前提条件書類として提出させることが考えられる。また、電子契約への移行の過渡期においては、上記表明保証等を含む基本契約書について両当事者の代表印を押印することにより締結しつつ、個別の契約を電子契約で締結する方法もありうる。

なお事業者型電子署名を利用する場合、契約当事者の指示を受け電子署名業者名義の電子署名を付すことになるので、契約締結時において、契約当事者から電子署名業者への署名指示がどのようになされ、当該署名指示がどのように証拠化されるかを確認する必要がある。

ウ. 契約締結後の注意点

完全な電子化を実現する観点からは、締結済み電子契約はデータのみで保存することが望ましい。一方で、下記 3. (1)のとおりサイバーセキュリティ対応の必要性等、データ特有の論点もあるため、電子署名業者と入念に打ち合わせの上で、締結済み電子契約を誰のサーバーでどのように保存することが貴社にとって最適かを事前に検証し、その方法のとおり保存する必要がある。また、電子署名に関連する暗号化技術の陳腐化リスクに対応するため、電子署名後に新たなタイムスタンプを付与するいわゆる長期署名サービスにも対応していることが望ましい。

また、電子契約が両当事者によって締結された後、その締結済み契約の内容に異議なく Y 社が契約上の義務（例えば、ポストサイン・ポストクローリング事項、支払行為等）を履行したのであれば、その後において Y 社が

¹⁴ 電子署名の代行を認める見解として、高林淳編「電子契約導入ガイドブックー国内契約編」(2020 年、商事法務)79 頁以下。

当該契約の有効な成立を争うことは難しくなる。したがって、電子署名によって締結した契約を Y 社の電子署名名義人のみならずその上司を含めて広く共有した上で、Y 社により契約履行行為を証拠化することも有用である。

3. 契約電子化を含めた DX 完遂のために残る課題

(1) 成りすましリスク等のサイバーセキュリティに関する問題

サイバーセキュリティは、近時、金融分野を中心に論じられることが多いが、フィッシング詐欺による ID・パスワード・ワンタイムパスワードの詐取等による被害が拡大している。金融分野においても従前の対策が機能しなくなりつつあるとの指摘もあり¹⁵、今後の議論の進展に注目する必要がある。

この点、上記1. (4)イ. 記載のとおり、3 条 Q&A の検討を踏まえると、電子署名法第 3 条の適用要件としては身元確認までは不要と考えられる。

一方、事業者型電子署名の利用に限らず、いわゆるクラウドサービスを利用する場合の一般的問題として、成りすまし等のサイバーセキュリティにどのように対処するかは別途検討する必要がある。この成りすまし防止策については、例えばマネーロンダリング対策としての犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等、既存の本人確認の枠組みも存在するため、それらの既存の本人確認の枠組みを電子署名の世界にどのように接合するかについて今後議論を深める必要がある。企業間取引でいえば、リモートワーク拡大の過程で企業に属する従業員の身元確認は一定程度進んできたともいえ、企業の従業員が所属企業のアカウントに正規にアクセスした上で当該企業から指定された固有の電子メールアドレスを利用する限り、成りすましリスクはその段階で一定程度防止できるとも評価できる¹⁶。

この「成りすましリスクをいかに防ぐか」の問題については、「仮に全ての契約をオンラインかつ非対面で行った場合の本人確認はどこまで行うべきか」という問題設定にすると、「厳格な身元確認を行ったほうが安全」という結論になる可能性はある。しかし、実際の法人間契約においては、既に過去に対面等で担当者レベルを含めてお互いを熟知しているケースもあり、また相手方との既存の信頼関係の有無や契約金額等によって法的リスクは異なるので、契約類型に応じた対応が有用と考えられる。

いずれにせよ、電子署名を利用する各企業が、取り扱う電子契約の金額や当該電子契約に含まれる情報(個人情報や企業の機密情報を含む)の重要性に応じて、自助努力として電子契約の世界でもサイバーセキュリティ対策を講じることは有用と考えられる。例えば、企業の法務部長やコンプライアンス部長等のしかるべき責任者が当該企業の電子署名アカウント保有者の身元確認を厳格に行った上で、後日当該企業の役職員等の身元確認に問題が発覚した場合には当該法人が対外的な責任を負うというアプローチや、事前に紙ベースの基本契約書を代表印で締結し、当該基本契約書の中で各企業の契約締結権限者及びその者の電子メールアドレス等の真正性に関する表明保証等を定めるアプローチもありうる。また、厳格な身元確認が必要と判断されるケースについては、オンラインで完結する本人確認¹⁷(いわゆる eKYC)の活用が期待される。

不正を防止しつつ契約電子化を進めるためにはその時々々の社会状況や技術の進展に応じて、利便性と安全性のバランスを考慮しつつ、例えば電子メールアドレス及びワンタイムパスワードの確認といった二要素認証が必要にして十分であるかを確認しつつ、契約類型に応じた各企業の自助努力として新たな本人確認手段についても

¹⁵ 楠正憲「特集サイバーセキュリティ総点検 ID 詐取に対抗する認証技術の高度化を急げ」金融財政事情 2020 年 4 月 6 日号 18 頁以下

¹⁶ 押印に代わる手法としての電子メールの活用は、押印 Q&A 問 6 でも触れられているところである。本人の意思確認手法としての電子メール活用の可能性に言及するものとして、吉岡正嗣内閣府規制改革推進室参事官「はんこ文化・書面主義の脱却に向けた政府の取り組み」金融財政事情 2020 年 9 月 21 日号 29 頁以下参照。

¹⁷ 例えば、金融庁の下記リンク参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf>

柔軟に対応する必要があると思われる。

(2) 電子契約関連

① 3条適用範囲の明確化

3条 Q&A については、個別の電子署名サービスが「固有性の要件」を充足しているか否かが利用者に分かりにくいという声が聞かれる一方、電子署名を巡る紛争について短期的に裁判例が集積されることも想定されない。したがって、関係官庁及び弁護士等の民間相互の努力により、固有性の要件の具体的なあてはめに関する考え方を明確にしていく必要がある。例えば、電子政府による申請等の行政手続において利用可能な電子証明書について当該事業者型電子署名を個別に列挙できれば、3条の適用範囲がより明確になるといえる。

② 異なる電子署名サービスの互換性の問題

上記 2. の事例で、X社がAという電子署名業者の利用を希望し、Y社がBという電子署名業者の利用を希望する場合、現状においてはA又はBのいずれの電子署名業者を利用するかを選ばなければならない。各電子署名業者が提供する電子署名には当事者型や事業者型など様々なものがあるため一概には言えないが、例えば当事者型の電子署名同士の互換性を認めるなど当事者の利便性を高める動きが必要と思われる。

③ クロスボーダー取引における準拠法の問題

日本企業間で締結される契約(準拠法及び裁判管轄が日本法及び日本の裁判所)の成立が争われた場合には、電子署名の有効性及び電子契約の証拠力は日本の電子署名法及び民事訴訟法により判断されることは疑いがない。これに対して、クロスボーダー取引についてはサイン頁のPDF交換のみで契約締結とする実務もあり、電子署名導入のメリット等も含めて幅広く検討する必要がある。仮に両当事者の合意により電子署名を用いた契約締結が合意された場合には、契約当事者の設立準拠法、当該契約の準拠法及び裁判管轄等の組み合わせに応じて、日本法及び適用される外国法の検討を含め、電子署名の有効性及び電子契約の証拠力について分析する必要がある¹⁸。その際は、いかなる種類の契約が電子的に締結できるかという実体法の問題のみならず、当該電子契約に関する争いが裁判管轄のある裁判所(日本又は海外)に持ち込まれた場合に、当該電子契約の証拠力等を各地の民事訴訟法においてどのように考えるか¹⁹等についても整理する必要がある。

④ 書面要件の見直し

例えば、連帯保証については、書面要件が要求されるものの電磁的記録でも足りるとされている²⁰。この点、第8回規制改革推進会議で方針が決定された通り、不動産や金融分野に関する押印要件の見直しが進められており、例えば、宅建業法に基づく重要事項説明書の電子化等が議論されている²¹。2020年10月12日開催の規制改革推進会議第1回成長政略ワーキング・グループでは、各種書面規制を見直す必要性が再確認されている。借地借家法等を含め、現在公正証書等の紙ベースの契約書が要求されている契約類型についても、電子公証制度²²を活用する等により、例えば契約両当事者が自由意思で同意した場

¹⁸ 電子署名法第3条の国際私法における法的性質については、これを手続法と考える見解と実体法と考える見解がある。田村陽子「証明度の法的性質—実体法と手続法の交錯」(立命館法学、2008年5・6号)303頁以下参照。

<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/08-56/12tamura.pdf>

¹⁹ 佐々木毅尚・久保光太郎編「電子契約導入ガイドブック—海外契約編」(2020年、商事法務)203頁は、準拠法と裁判管轄地法が異なるケースなどでは実際に裁判となった場合にどのように判断されるか不明確性が大きいと、準拠法及び裁判管轄地について複雑なアレンジを避けるべきと指摘する。

²⁰ 保証契約(民法第446条第1項、第446条第2項)については、電磁的記録でも可とされている(同条第3項)。

²¹ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000151.html

²² http://www.koshonin.gr.jp/business/b07_5 なお、ユーザーの利便性と安全性の双方を確保する観点からは、電子公証制

合には電磁的記録での契約締結を認める等の見直しも必要と思われる²³。

(3) 契約以外の業務関連

① 請求書等の電子化

企業の DX 促進という意味では、契約のみならず、請求書や領収書などこれまで押印により処理してきたその他バックオフィス業務を一括して電子化することが望まれる。例えば、総務省においては企業の角印の電子版としての e シール²⁴の検討が進められており、このような e シールと電子署名を場面に応じて使い分けることで、企業の DX を促進することが望まれる。2020 年 10 月 12 日開催の規制改革推進会議第 1 回成長戦略ワーキング・グループ²⁵では、領収書の電子化が議題とされており、法務省を中心に検討されることである。電子署名や e シールの活用により、請求書や領収書を含めた電子化を推進する体制の整備が望まれる。

② 取締役会議事録作成等の会社内部書類の電子化

取締役会議事録の電子化については議論が整理されたが、その他株主総会議事録等会社法等において作成すべき各種書類について、電子署名を活用することで完全電子化できるか整理が必要である。

(4) 行政司法手続等の電子化

① 電子政府において利用可能な電子署名の拡大

2020 年 9 月に発足した菅新政権では、デジタル庁の創設など、民間同士の契約等の電子化に留まらず、行政のデジタル化を促進する方向性が打ち出され²⁶、契約電子化を含めた DX 促進は 2020 年の大きなテーマの一つとなっている。また、2020 年 10 月 12 日開催の規制改革推進会議デジタルガバメントワーキンググループ²⁷では、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しについて、優先順位の高いものから優先的に完全電子化する方針が確認され、各省庁が基本計画を決定し、定期的に進捗をアップデートすることとされている。ユーザー目線から利便性を損ねる要因として、例えば、電子政府による申請等の行政手続において利用可能な電子証明書は、現在のところ、身元確認等が厳格に履践されている認定認証業者提供の電子署名等に限定されている²⁸。この点、3. (3)②の議論と同様に、認定認証業者以外の電子署名業者が提供する電子署名サービスであっても、例えば電子署名法第 3 条の適用が認められる電子署名等一定の基準を充足するカテゴリーについては、電子政府による申請等の行政手続において利用可能な電子証明書として認めることで、ユーザーが複数の電子署名業者とサービス契約を締結する事態を避けられるようになる。

度において利用可能な電子署名の範囲についても電子政府による申請等で利用が認められる電子署名の範囲と同様に議論が必要と思われる。

²³ 2020 年 10 月 12 日開催の規制改革推進会議第 1 回成長戦略ワーキング・グループに提出された 2020 年 10 月 12 日付日本組織内弁護士協作成資料では、契約書・受取証書・内容証明等を含め、幅広い範囲でのペーパーレス対策が提言されている(詳細は下記リンク参照)。

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20201012/201012seicho03.pdf>

²⁴ e シールの詳細については、総務省の下記リンク参照。https://www.soumu.go.jp/main_content/000683651.pdf

²⁵ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20201012/agenda.html>

²⁶ 2020 年 9 月 23 日におけるデジタル関係閣僚会議における議論参照。

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202009/23digital.html

²⁷ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201012/agenda.html>

²⁸ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html>

② 登記申請手続において利用できる電子署名の拡大

商業登記申請において利用できる電子署名については 2020 年に入って整備が進み、いわゆる事業者型電子署名の一部についても添付書類としての取締役会議事録等への利用が認められてきた。しかし、例えば代表取締役が交代する場合の新任代表取締役の就任承諾書など、利用できる電子署名の範囲が限定的な書面がまだ存在する。この点は上記 3. (1)の身元確認をどこまで厳格に要求すべきかの議論にも関連するが、認定認証業者以外の電子署名業者が提供する電子署名サービスであっても、例えば電子署名法第 3 条の適用が認められる電子署名等一定の基準を充足するカテゴリーについては、新任代表取締役の就任承諾書への利用を認める等の検討が必要と思われる。

また、不動産登記申請についても同様に、オンライン申請²⁹において利用可能な電子署名の範囲を拡大する検討が必要と思われる。

③ 司法手続の電子化

企業の DX 完遂という意味では、民事裁判等の司法手続の電子化(IT 化)も必要な事項となる。

この点は現在官邸主導で検討が進んでおり、主要なステップは以下のとおりである³⁰。

- 2019 年度・2020 年度：フェーズ1(ウェブ会議等を用いた争点整理)
- 2021 年度以降：フェーズ2(口頭弁論のウェブ化)、フェーズ3(訴状を含めたオンライン申立て、記録の電子化の実現)を段階的に実施

民事裁判手続書類の提出を電子的に行うことに関しては、まだ時間を要する。しかし、当事者間で締結した電子契約を準文書として提出することは現時点でも可能であるので、司法手続の IT 化に時間を要することは契約等の電子化を遅れさせる理由にはならない。

4. まとめ

以上のとおり、押印廃止及び契約等の電子化の動きは本格化しているもののまだ課題はある。しかし、業務電子化は多角的検討が必要であるものの、新型コロナウイルス感染症対策が一段落した後も業務 DX 促進の必要性自体は変わらないものと思われる。まずは金額の少ない契約やグループ内の契約などリスクの低いカテゴリーから電子化を進めつつ、自社の業務に即した最適な電子契約の締結フローを徐々に確立することをお勧めする。

²⁹ <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

³⁰ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/index.html>
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai10/siryou1.pdf>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)
弁護士 西 愛礼 (yoshiyuki.nishi@amt-law.com)
弁護士 辻 勝吾 (shogo.tsuji@amt-law.com)
弁護士 望月 亮佑 (ryosuke.mochizuki@amt-law.com)
弁護士 一圓 健太 (kenta.ichien@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。